

## 乗用車に備える自動ブレーキ等の先進安全技術の性能確認制度（案）

### 1. 背景

乗用車に備える自動ブレーキ等の先進安全技術は、現在、技術競争の途にあり、近年その性能は大きく向上している一方、メーカーや車種ごとに仕様・性能・価格に差がある。また、その性能はメーカーの自称値であって、国として公証したものではない。

国土交通省では、先進安全技術の一層の普及促進を図るため、一定の安全効果が見込まれる水準に達した技術から保安基準を策定することについて検討を進めているところ。

基準策定に当たっては、自動車基準の国際的な調和に配慮し、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において国際基準化の議論を主導し、国際基準が成立した際には、これを国内に採用することとしているが、国際基準の策定には、通常数年を要することから、それまでの間、自動車メーカー等の申請に応じ、自動ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表する等の制度の創設についても検討する。

- ※ 自動車メーカー等の申請に応じ、国が性能の確認等を行う  
現行の他制度としては、自動車の排出ガス低減性能の評価制度等がある。



### 2. 制度イメージ

当面は、乗用車の自動ブレーキについて性能確認を行うこととし、以後、必要に応じて対象の装置を拡充するものとする。

- ① 自動車局は、乗用車の自動ブレーキに関し、事故の防止及び被害軽減のために有効な性能水準（試験法＋基準値）を定める。

- ※ 試験法・基準値の策定に当たっては、自動車アセスメントにおける試験法を基本とする。  
試験項目案：対物試験（移動障害物・静止障害物）＋ 対歩行者試験

- ② 国土交通省は、自動車メーカー等の申請に基づき、申請にかかる自動車の自動ブレーキ等が①の性能を満たすことを確認する。

なお、性能確認のために必要な試験は、型式指定審査の機会等を捉え、（独）自動車技術総合機構が行うこととする。この際、輸入自動車特別取扱制度（PHP）の対象となる型式の自動車が制度の埒外に置かれないように配慮する。

- ③ ①の確認を受けた自動ブレーキ等を搭載した型式の自動車については、自動車局ホームページでの公表等について検討する。

- ④ 自動車メーカー等は、①の確認を受けた自動ブレーキについて、パンフレットやテレビCM等において「国土交通大臣による性能確認を受けた自動ブレーキ」等と称することができるものとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年夏 試験法の作成  
秋 大臣告示等の整備

#### 【参考】自動車アセスメントとの比較

自動車アセスメントは、自動ブレーキの「性能比較」により、自動車ユーザーが安全な車を選びやすい環境を整えらるとともに、自動車メーカーによる安全な自動車の開発を促進することを目的としているため、それぞれの自動ブレーキの性能差が明らかとなるよう、様々な速度で試験を繰り返し行い、点数付けを行う。

これに対して本制度は、自動車メーカー等から申請のあった自動ブレーキの性能が一定の水準にあるか否か確認することを目的としているため、試験条件は1つであり、結果は○か×のいずれかで示される。